

米軍CH53E大型輸送ヘリコプターからの構造物落下に関する意見書

去る2月25日午後1時10分ごろ、普天間飛行場所属の米軍CH53E大型輸送ヘリコプターが、トライ通信施設から射撃訓練場に鉄製の構造物を輸送中、トライ通信施設の西側1.3キロメートルの海上に落下させる事故が発生した。

米海兵隊は、落下前に周辺海域に船舶や民間人がいないことを確認し海上の安全を確保したと説明しているが、落下された海域には定置網漁などの漁場や船舶の航路もあるため、地域住民はもとより県民に大きな不安を与えている。

さらに、米海兵隊は落下原因の検証結果が判明するまで構造物のつり下げ輸送を停止すると発表したにもかかわらず、27日には同型のヘリコプターが重機をつり下げて飛行していることが確認されている。

過去に読谷村では、米軍のパラシュート投下訓練でトレーラーが民間地に落下し、小学校5年生の少女の命を奪った痛ましい事故や同型のヘリコプターがワイヤでつり下げていた廃車を都屋漁港の近くの沖合に落下させる事故も起きている。

つり下げ輸送や訓練は、一歩間違えば県民を巻き込む重大事故につながる極めて危険な行為であることから、地元自治体等はトライ通信施設や周辺での実施を中止するよう強く求めているにもかかわらず、米軍は当該行為を繰り返している。

このような米軍の振る舞いは、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている地元住民に対する配慮を著しく欠いたものであり、日米両政府においては、県民の過重な基地負担に真摯に向き合うとともに、軽減に向けた検討・協議を誠実に行い、実効性のある措置を講ずるべきである。

よって、本県議会は、県民の生命、財産及び生活環境を守る立場から、米軍CH53E大型輸送ヘリコプターからの構造物落下に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要請する。

記

- 1 事故原因を究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること。
 - 2 ヘリコプターによる重量物のつり下げ輸送や訓練を行わないこと。
 - 3 航空機の航行の安全等を定めた航空法を適用できるよう「日米地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」を廃止し、日米地位協定を抜本的に改定すること。
 - 4 トライ通信施設内の戦闘用訓練を直ちに中止すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月6日

沖縄県議会

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

宛て